

第105号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立垂水図書館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立垂水図書館	東京都文京区大塚3丁目1番1号 神戸新聞・TRCグループ 代表者 株式会社図書館流通センター	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
神戸市立西図書館	代表取締役 細川 博史	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

理 由

神戸市立垂水図書館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立垂水図書館の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立垂水図書館

2. 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ

(代表者) 株式会社図書館流通センター 代表取締役 細川 博史

3. 指定期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

4. 令和3年度予定額

47,843千円

5. 債務負担行為

期間：令和2年度～令和4年度 限度額：96,000千円

6. 選定までのスケジュール

申請書類受付期限 令和2年9月8日（火）

選定評価委員会 令和2年9月16日（水）

7. 選定理由

神戸市立垂水図書館については、垂水駅周辺の活性化策「垂水活性化プラン」の一環として新たに単独棟で図書館を整備し、令和5年度から6年度頃に移転・開館する予定である。

今年度、現行の指定管理期間の終了を迎えるが、新たな施設における管理区域や運用方法等の詳細が確定するのは開館の前年度頃となるため、現時点では公募に必要な仕様が定められず、指定管理者制度運用指針3「指定管理者（候補者）の選定の手続」における公募の例外事由⑥（施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）の場合）を適用し、現指定管理者による指定期間を2年間延長する。

〔施設の概要〕

- (1) 設立趣旨 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする
- (2) 所在地 神戸市垂水区日向1丁目5番1号レバンテ垂水2番館1階
- (3) 延床面積 約855㎡
- (4) 施設内容 一般書コーナー、児童書コーナー、YAコーナー、閲覧席数32席（うち児童用16席）、スツール・ソファ等36席（うち児童用4席）、カウンター、事務室
- (5) 開館時間 平 日 午前10時～午後8時
日曜・祝休日 午前10時～午後6時
- (6) 休館日 月曜日（ただし、祝日・休日の場合は開館し、直後の平日を休館日とする）
年末年始 12月29日から1月3日までの間
蔵書点検期間（毎年7日以内）
市長が特に必要があると認める日

神戸市立西図書館の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立西図書館

2. 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ

(代表者) 株式会社図書館流通センター 代表取締役 細川 博史

3. 指定期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

4. 令和3年度予定額

55,401千円

5. 債務負担行為

期間：令和2年度～令和3年度 限度額：56,000千円

6. 選定までのスケジュール

申請書類受付期限 令和2年9月8日（火）

選定評価委員会 令和2年9月16日（水）

7. 選定理由

神戸市立西図書館については、西神中央駅周辺の活性化策「西神中央活性化プラン」の一環として新たに文化・芸術ホールと一体的に整備し、令和4年度頃に開館を予定している。

今年度、現行の指定管理期間の終了を迎えるが、新たな施設における管理区域や運用方法等の詳細が確定するのは、開館の前年度頃であり、現時点では公募に必要な仕様が定められないため、指定管理者制度運用指針3「指定管理者（候補者）の選定の手続」における公募の例外事由⑥（施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）の場合）を適用し、現指定管理者による指定期間を1年間延長する。

〔施設の概要〕

- (1) 設立趣旨 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする
- (2) 所在地 神戸市西区糺台5丁目6番1号 西区文化センター1階
- (3) 延床面積 約703㎡
- (4) 施設内容 一般書コーナー、児童コーナー、YAコーナー、閲覧席数47席（うち児童用29席）、スツール・ソファ等24席（うち児童用5席）、カウンター、事務室
- (5) 開館時間 平日 午前10時～午後8時
日曜・祝休日 午前9時～午後5時
- (6) 休館日 月曜日（ただし、祝日・休日の場合は開館し、直後の平日を休館日とする）
年末年始 12月29日から1月3日までの間
蔵書点検期間（毎年7日以内）
市長が特に必要があると認める日